

平成 27 年度後期（第 3 期）官民協働海外留学支援制度 ～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～ 地域人材コース（三重県，熊本県） 学内募集要項

「平成27年度後期（第3期）官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム～ 地域人材コース（三重県，熊本県）」に申請を希望する方は、本学内募集要項に沿って、申請書類を提出してください。

記

1. 応募資格

「平成27年度後期（第3期）官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～ 地域人材コース（三重県，熊本県）」各募集要項の要件「9. 派遣留学生の要件」を全て満たし、かつ次の全ての条件を満たす者

- ・ 申請時点において、本学に在籍している者
- ・ 留学期間の全部について、本学に在籍する者
- ・ 希望する留学地域・国が、外務省海外安全ホームページにおいて「渡航の是非の検討」、「渡航の延期」又は「退避勧告」と指定されている地域・国でない者

※ JASSO 第二種奨学金の家計基準については、JASSO ホームページ (<http://www.jasso.go.jp/saiyou/daigaku.html>) を参照すること。

2. 申請書類

三重県	熊本県
①平成 27 年度後期（第 3 期）官民協働海外留学支援制度留学計画書<三重県>（様式 1） …紙媒体 3 部（正本 1 部、写し 2 部）及び電子媒体（Excel ファイル）	②平成 27 年度後期（第 3 期）官民協働海外留学支援制度留学計画書<熊本県>（様式 1） …紙媒体 2 部（正本 1 部、写し 1 部）及び電子媒体（Excel ファイル）
③語学能力を示す書類の写し …紙媒体 2 部及び電子媒体（PDF ファイル）	—
④成績証明書の写し …紙媒体 2 部及び電子媒体（PDF ファイル）	—
⑤留学先機関の受入れ許可証等、留学計画の実現性を証明できる文書等の写し	…紙媒体 2 部 電子媒体 (PDF ファイル)
⑥経済状況申告書及び収入に関する証明書類の写し	…紙媒体 1 部
⑦留学先地域・国に関する外務省の「海外安全ホームページ」の写し	…紙媒体 1 部
⑧申請書類等チェックリスト	…紙媒体 1 部

※ ①, ②については官民協働海外留学支援制度トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム「地域人材コース」ホームページ (<https://tobitate.jasso.go.jp/rd/>) 内にある各対象地域のリンク先から、⑥～⑧については国際課ホームページ (<http://international.hit-u.ac.jp/jp/abroad/jasso/>) から、それぞれダウンロードすること。

※ ①, ②の作成に際しては、本学教員等（海外留学相談室教員、基礎ゼミ担当教員、クラス顧問教員、指導教員等）の指導を受けた上で提出すること。

※ ①, ②のExcelファイルは、枠の変更やシートの削除等の改変は行わないこと。

※ ⑤については任意となり、申請時段階で用意できる場合は提出すること。

※ ⑥の収入に関する証明書類の写しについては、経済状況申告書2ページ目の収入証明書類一覧表を参照すること。

※ ⑤～⑧は、三重県，熊本県共通の申請書類となるため、必ず提出すること。

3. 提出期限

平成27年4月17日（金）午後3時00分（期限厳守）

※提出期限を過ぎた場合は、如何なる理由があっても受理しない。

4. 提出方法及び提出先

(1) 電子媒体

ファイル名およびメールの件名は下記のとおりとし、Eメールにて国際課 (int-gs.g@dm.hit-u.ac.jp) まで提出すること。三重県については、合わせて2.申請書類①,③~⑤を、CD-ROMに保存して提出すること。

- ・ファイル名
申請書類①：「学籍番号」+「申請書類 1.xlsx」 (例：9999999z 申請書類 1.xlsx)
申請書類②：「学籍番号」+「申請書類 2.pdf」 (例：9999999z 申請書類 2.pdf)
- ・メール件名
「【トビタテ】地域人材コース(〇〇県)申請書類提出(氏名)」
(例：【トビタテ】地域人材コース(三重県)申請書類提出(一橋花子))

(2) 紙媒体

申請書類一式を下記まで提出すること。

一橋大学学務部国際課
〒186-8601 東京都国立市中 2-1 東キャンパス 国際研究館 1階

5. 本制度による派遣留学生の義務

- (1) 本学が主催する「危機管理セミナー」へ必ず参加すること。
- (2) 留学期間の全部において、下記の最低保障条件を満たす海外旅行保険に必ず加入すること。派遣先大学等で別途現地の保険への加入を義務づけられる場合も例外としない。なお、留学期間中の事故及び疾病等は派遣留学生の責任とし、費用は自己負担とする。

項目	最低保障条件
治療・救援費用	3,000万円
傷害死亡	3,000万円
傷害後遺障害	3,000万円
疾病死亡	3,000万円
賠償責任	1億円

- (3) 本学の健康診断(毎年4月に実施)を受診すること。本学の健康診断を受診しなかった者については、出発日3か月前までに他の医療機関の健康診断書(厳封)を提出すること。
- (4) 学部生は国際課、大学院生は各研究科等事務室にて、留学の手続きを行うこと。
- (5) その他本学及びJASSOが定める手続きや報告等を遅滞なく行うこと。
- (6) 本学が指定する携帯電話レンタルサービスに必ず加入すること。

6. その他留意事項等

- (1) 海外留学に関する情報収集等にあたっては、公的な留学情報機関である独立行政法人日本学生支援機構のホームページや海外でのトラブル防止に役立つ世界の治安情勢や滞在中の留意点などの安全情報を提供している外務省の「海外安全ホームページ」の情報提供サービス等を活用すること。
- (2) 本制度による支援期間と本学の派遣留学プログラム(一橋大学海外派遣留学制度及びグローバルリーダー育成海外留学制度等)による支援期間が重複する場合は、本学の派遣留学プログラムによる奨学金の減額を行う可能性がある。

7. 問合せ先

学務部国際課学生交流係
電話：042-580-8764 E-mail：int-gs.g@dm.hit-u.ac.jp

以上

平成27年4月
学務部国際課